

現況確認調査に必要な書類一覧(すべてコピー可)

現在の状況		提出書類							仕送り証明 ※5
		被扶養者 (異動)届と 保険証	直近3ヶ月 の給与明細	学生証 ※1	非課税 証明書	年金通知 ※2	その他 収入証明 ※3	診断書 障がい者手帳 ※4	
配偶者	収入なし				●				別居の人 △
	収入あり		●			●	●		
	自営業		自営業の方は確定申告書と収支内訳書、または収支が確認できる書類を提出してください。						
子ども、 兄弟、孫	中学生以下								
	高校生				●				
	大学生 専門学校生 予備校生	収入なし			●				
		収入あり		●	●				
	16歳以上の特例該当 (病気、障がい)	収入なし				●		●	
		収入あり		●			●	●	
アルバイト、フリーター		●	16歳以上60歳未満(学生・配偶者を除く)は通常就労可能な年齢にあり、被保険者の経済的支援がなくても自立できるとされています。このため、被扶養者になるには病気や障がいなど特別な理由があることの証明が必要です。アルバイト、フリーターなどの場合は、ご自身で国民健康保険に加入してください。						
父母	収入なし					●			別居の人 ●
	収入あり			●			●	●	
	特例該当	収入なし				●		●	
		収入あり		●			●	●	
義父母	収入なし					●			本人と 同居必須
	収入あり			●			●	●	
	特例該当	収入なし				●		●	
		収入あり		●			●	●	
その他 親族	収入なし					●			本人と 同居必須
	収入あり			●			●	●	
	特例該当	収入なし				●		●	
		収入あり		●			●	●	

※1 予備校生は予備校から発行される学生証、通学証明書等を提出してください。

※2 年金通知書、年金振込通知書など年金額がわかる書類(公的年金・私的年金全てを含む、介護保険料・税金控除前の総年金額)です。

※3 確定申告書、収支内訳書、利子収入、不動産収入、株の配当金収入、傷病手当金、出産手当金、雇用保険の支給通知、SNS(YouTube、Instagram等)など収入に関わる書類はすべて提出してください。

※4 特例該当の方は、医師の診断書、障がい者手帳等を提出してください。

※5 直近3ヶ月の送金日や金額が判る仕送り証明を提出、手渡しでの送金は認められません。△の方は必要に応じて提出いただくことがあります。

★状況に応じて別途追加書類をお願いする場合があります。